

# 向島秀蓮小中学校 P T A 規 約

## 【第1章 総 則】

### 第1条 [名称]

本会は「向島秀蓮小中学校P T A」と称し、事務局を校内に置く。

### 第2条 [目的]

本会は学校と家庭・地域との連携を密にし、児童・生徒の福祉増進と健全育成に努めると共に、会員相互の親睦を図り、資質の向上に努める。

### 第3条 [事業]

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 児童・生徒の教育環境改善に関すること。
- 2 会員相互の親睦及び教養に関すること。
- 3 その他必要と認められること。

### 第4条 [性格]

本会は第2条の目的を達成するために次の事項を基本的性格とする。

- 1 本会は本校教育の充実を願う社会教育団体である。
- 2 本会は民主的団体であって、政治的宗教的団体並びに他のいかなる団体の支配や干渉も受けない。但し、京都市P T A連絡協議会の構成組織として活動し、支部活動にも参加する。

### 第5条 [会員]

- 1 本会の会員は本校児童・生徒の保護者と、本校に勤務する教職員とする。
- 2 本会の会員はすべて平等の権利と義務をもつ。
- 3 本会の会員は次の権利と義務をもつ。
  - (1) 役員の選挙権並びに被選挙権。
  - (2) 所定の会費を納入すること。
  - (3) 本会の事業に参加し、また協力すること。

## 【第2章 役 員】

### 第6条 [役員]

1 本会には下記の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以上
- (3) 庶 務 4名以上（教職員から1名）
- (4) 会 計 3名以上（教職員から1名）

### 2 [役員の仕事]

本会の役員は会務運営について連帯して責任を負い、下記の職務を分掌する。

- (1) 会長は本会の代表者であって、会務を統括し、総会を召集し、総会の議決事項を執行する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

- (3) 会長・副会長及び役員は京都市PTA連絡協議会にかかわる会合及び各種研修会、行事等に分担をして本校PTA代表として参加する。
- (4) 庶務は総会の議事を記録し、庶務に従事する。庶務の職務については教職員会員がこれを補佐する。
- (5) 会計は会計事務をとり、年度末には監査を受け、総会において会計報告を行う。  
また、会員の要求があったときはいつでも会計簿を閲覧に供する。会計の職務については教職員がこれを補佐する。
- (6) 本会役員は本部役員会を組織し、規約及び総会の決議に基づき会務を執行し、会の運営、活動を推進する。
- (7) 各種健康教室等の企画・運営
- (8) 各種教養講座等の企画・運営
- (9) その他、必要とされる内容

### 3 [役員任期]

- (1) 本会役員任期は原則1年、当該年度3月末日までとする。但し、再任は妨げない。
- (2) 次期役員が就任するまでは、現任者がその職務を代行する。
- (3) 役員は組織の形骸化を防止する為に、役職に関係なく連続して留まれる期間は最長3年とする。

### 4 [免除]

- (1) PTA役員は、任期終了後、以下の期間役員選出において免除申請することができる。  
(イ) 役員は任期終了後、該当家庭は永久免除を認める。
- (2) 選出当該年度0～3歳児のある保護者はPTA役員選出辞退を申し出ることができる。

### 5 [役員選出]

役員選出については、別に定める選挙規定による。

### 6 [京都市PTA連絡協議会（以下市P連）関係の役割分担について]

- (1) PTA会長はいずれの学年の保護者でも就任できるが、その補佐としての副会長は当該年度2～6年生の保護者と7～9年生の保護者がバランス良く在任していることが望ましい。
- (2) 本校は京都市小学校PTA連絡協議会（以下小P連）伏見西支部及び京都市立中学校PTA連絡協議会（以下中P連）伏見支部に属し、役員はその活動にあたる。
- (3) 小P連、中P連ともに役員輪番制があり、理事校等の役割を年度ごとに各校が順に担当する。
- (4) 理事、副理事の当番があたる年度は、会長は当該のP連の保護者が任にあたることを望ましい。  
・小学校PTA連絡協議会（小P連） 当該年度2～6年の保護者  
・中学校PTA連絡協議会（中P連） 当該年度7～9年の保護者
- (5) 会長と副会長がそれぞれ担当のP連を担当する。

## 【第3章 機 関 等】

第7条 本会には次の機関を置く

- 1 総会（第8条）
- 2 本部役員会（第6条 2の（6））
- 3 会計監査委員会（第9条）
- 4 選挙管理委員会（第10条、第11条の1、選挙規定）

- 5 上記の各委員会には教職員若干名が参画し、助言及び協力をする

#### 第8条 [総会]

- 1 総会は本会の最高議決機関で、毎年2回以上これを開催する。但し、会長が必要と認めるとき、または、会員の10分の1以上の要求があったときは臨時総会を開く。
- 2 総会の開催3日前までに議事の内容を明示して、会員に通知する。
- 3 総会においては次の事項を審議決定する。
  - (1) 役員並びに会計監査委員の紹介と信任
  - (2) 事業計画・予算案の承認。
  - (3) 会務・決算・監査結果の承認。
  - (4) その他重要事項の審議。
- 4 総会の定足数は会員の2分の1（但し、委任状を含む）以上とする。
- 5 議長は、役員以外からその都度選出する。議事の決定は多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

#### 第9条 [会計監査委員会]

- 正会員より選出された2名以上の委員によって構成し、本会会計の適正な運用を確保する。
- (1) 当該年度の本会会計を監査し、その結果を総会で報告する。
  - (2) 必要に応じて会計簿の閲覧を行い監査することができる。

#### 第10条 [選挙管理委員会]

本部役員経験者により構成し、次年度本部役員の選出に必要な事務を行う。

### 【第4章 役員を選出】

#### 第11条 [役員を選出]

- 1 役員選出の管理運営は、選挙管理委員会（第10条）が行う。
- 2 役員を選出は別に定める選挙規定に従って行う。
- 3 次期役員信任及び紹介は総会において行う。
- 4 会計監査委員は選挙規定に従って選出する。
- 5 役員任期は4月1日より翌年3月31日までの一カ年とし、兼任、重任を認めない。役員については本人の同意があれば再選を妨げない。
- 6 役員に欠員が生じた場合、選挙規定に基き補欠役員を選任することができる。補欠役員任期は前任者の残余期間とする。

### 【第5章 会 計】

第12条 本会の経費は、会費と事業収入及び寄付金等により支弁する。

#### 1 「会 費」

本会の会費は、一世帯につき月額300円とし、12か月分、年額3600円を徴収する。但し、引き落とし時点で在籍している児童生徒の世帯から徴収する。転校等の事態が生じた場合、在籍月で計算し返金する。

#### 2 「会計年度」

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 3 「会計監査」

会計監査委員は選挙規定に従って選出された委員をもって構成し、会計執行について厳正に監査し、総会においてその結果を報告する。

4 「一時徴収」

特別の事情により本会の経費が逼迫した場合、当該年度の総会において、会費の臨時徴収を行うことができる。

### 【第6章 規約改正】

第13条 規約の改正・改定は、総会において出席者の3分の2以上の賛成をもってこれを行う。

### 【第7章 補 則】

第14条 [リコール制度]

役員が本会の名誉を傷つけ、その役職に不適任と認められた場合、会員の過半数をもってリコールすることができる。

### 【第8章 付 則】

- ・この規約は平成31年4月より施行する。
- ・この規約は改定により令和元年5月1日より施行する。
- ・この規約は一部改定により令和2年4月1日より施行する。
- ・この規約は一部改定により令和6年4月1日より施行する。(地域委員会廃止の為)
- ・この規約は一部改定により令和7年4月1日より施行する。(学級委員会廃止の為)